

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 2月 7日

経理責任者  
独立行政法人地域医療機能推進機構  
うつのみや病院  
院長 草野 英二

## 1. 競争に付する事項

### (1) 調達件名及び数量

調達件名 高圧蒸気滅菌装置他保守点検業務委託契約

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

### (3) 履行期間

平成30年4月1日 から 平成31年3月31日

### (4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院

### (5) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、器械、器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約事務細則第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」のうちA、B、C等級又はD等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (5) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しない者であること。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (7) 旧運営委託法人と関係のある法人でないこと。

- (8) サクラ精機製各種滅菌装置について構造・性能等熟知しており、点検修理等を確実にこなせること。
- (9) サムソン製ボイラーについて構造・性能等熟知し点検修理等を確実にこなせること。
- (10) サクラ精機製各種滅菌装置の点検修理等実績があること。
- (11) 年間を通じて緊急時に供給可能な体制を整え、当院からの緊急の要請に対して早急に対応可能であること。

### 3. 契約条項を示す場所

〒321-0143 栃木県宇都宮市南高砂町11番17号  
独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院 事務部経理課契約係  
電話 028-653-1001 (内線561)

### 4. 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
上記3に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
  - ① 上記交付場所にて交付する。
  - ② 交付期限  
本公告の日から平成30年2月23日(金)まで  
(交付時間9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分  
ただし、土日祝日を除く。)
  - ③ 郵送・FAX・メールによる交付は行わない。
- (3) 競争参加資格の提出期限  
平成30年2月23日(金) 17時00分  
(郵送する場合には提出期限までに必着のこと)
- (4) 入札書の受領期限  
平成30年2月27日(火) 13時15分  
(入札書は持参又は書留郵便による郵送によること)
- (4) 開札日時及び場所  
平成30年2月27日(火) 13時15分 4階中会議室

### 5. その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨  
「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を作成し、提出期限までに提出すること。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から提出書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書の作成の可否  
「要」
- (6) 契約の相手方の決定方法  
契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入

札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。